

1 審査会の結論

島根県人事委員会（以下「実施機関」という）は、本件異議申立てを却下することが妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年10月23日に異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「条例」という）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求（以下「本件請求」という）があり、同月30日に異議申立人より公文書の件名を訂正する補正書の提出があった。
- (2) 本件請求の内容
 - ア 「平成7年（不）第1号の申立人及び相手方から出された文書、資料、その他のもの全部及びその「不服申立て」にまつわる人事委員会での審議や協議や尋問の記録及び調書。テープ録音も含む。テープ録音とは、最新式の録音方法によるもの一切を含む録音（記録）の事である」
 - イ 「平成17年（不）第1号について同上」
- (3) この請求に対して、実施機関は、対象公文書として、「平成7年（不）第1号事案及び平成17年（不）第1号事案の審査関係文書」（以下「本件公文書」という）を特定し、同年11月7日付で、非公開決定を行った。

公開しない理由

 - ① 平成7年（不）第1号事案審査関係文書
改正前の島根県情報公開条例（平成6年島根県条例第1号。以下「旧条例」という）第9条第2号及び同条第7号に該当
 - ② 平成17年（不）第1号事案審査関係文書
条例第7条第2号及び同条第6号に該当
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の非公開を不服として同年11月9日に異議申立てを行い、同月17日、20日及び27日に「異議申立ての理由」に追記する補正書を提出した。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い同年12月7日付で当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 本件公文書の非公開決定処分の取消しを求めるというものである。
- (2) 異議申立ての理由
異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに意見陳述を要約すると、次のとおりとなる。
 - ア 条例第7条第2号又は旧条例第9条第2号該当性について
 - ① 異議申立人が、本人の情報となる公文書の公開を請求しているのであり、それは本人の権利利益、訴訟での対等性を確保するためなので、異議申立人に全部を知る権利がある。
 - ② 懲戒処分等の不利益処分は「職員個人に関する問題」ではなく、「職務上の事柄」である。審査が原則非公開であることが、公文書の非公開の理由にはならない。プライバシーと密接に関連する情報ではなく、職務上の事柄ば

かりである。個人が識別され、又は識別され得ることはない。

イ 条例第7条第6号又は旧条例第9条第7号該当性について

- ① 審査、協議等が終了しているものであり、制度の活用や当事者の自由な意思の表明、証拠の提出等に支障が出るわけではない。不服申立てをちゅうちょすることも、十分な主張が行えなくなることもない。異議申立人の経験からしても、非公開であろうとなかろうと、それに左右されることはなく、自分の主張を言うのに影響はなかった。
- ② 制度の形がい化は生じないし、各委員の適正な判断も阻害されない。今後の審査に多大な支障も生じないし、そのおそれもない。実施機関は根拠のないことを言うべきでないし、具体的に立証されなければ認められない。

ウ 公開請求について

審査会委員に、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第12条の規定に基づく公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という）により「全部開示を行っている」という公文書が本当にそれが全部であるか否かを調査してもらいたい。

4 実施機関の主張

実施機関から提出された非公開理由説明書を要約すると、次のとおりとなる。

(1) 不利益処分に関する不服申立て制度について

不利益処分に関する不服申立て制度は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員からの不服申立てがあった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が、適法・妥当であるときは当該処分を承認し、違法又は不当であればこれを取消し又は修正しさらに必要があれば是正措置を指示する救済制度である。

この不服申立て制度は、処分が行われた後の審査、いわゆる事後審査を行うことにより、処分の適正を保障する制度であって、かつ、審査機関の性格も、第三者的かつ独立の職権行使が行われる制度となっている。

(2) 対象公文書について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく不服申立ての人事委員会の審査に当たっては、不服申立人から提出のあった不服申立書や不服申立人、処分者の両者から提出された答弁書、反論書その他の主張書面、主張を裏付けるための証拠、人事委員会が不服申立人本人及び証人から聞き取りを行った際の調書、口頭審理を行った際の調書などを、裁決を行うために必要な公文書としている。今回、異議申立ての対象となった公文書は、これらの公文書から構成されている。

(3) 非公開理由について

ア 条例第7条第2号又は旧条例第9条第2号該当性について

懲戒処分の不利益処分は、職員個人に関する問題であり、この不利益については、職員のプライバシーを最大限に保護するため、審査そのものを原則非公開とし、公開する場合は不服申立人からの請求によることとされている。

本件公文書は、職歴、処分事実、処分の内容等プライバシーと密接に関連する情報が記載されている部分はいくまでもないが、本件公文書全体が、非公開で行われた審査に係る公文書であり、不服申立人の個人情報に関する公文書であることから、条例第7条第2号又は旧条例第9条第2号に該当し、同号ただし書きには該当しない。

異議申立人が、本人情報であるからとの理由で公開を求めている点については、条例の解釈運用基準において、非公開事項に該当するか否かは請求者がプ

ライバシー保護の当事者であるか否かに関わらず、同様の判断を行うべきとされていることから、当事者本人からの請求である本件においても、個人が識別され、又は識別され得る情報については非公開としたものである。

イ 条例第7条第6号又は旧条例第9条第7号該当性について

不服申立てに係る審査は、非公開を原則としており、これによって職員の積極的な不服申立て制度の活用や当事者の自由な意見の表明・証拠の提出が確保されるものである。

これが、審査そのものは非公開であったとしても、関係文書が公開される可能性があるとなれば、不服申立人は、申立てをちゅうちょしたり、十分な主張が行えなくなり、ひいては、制度の形がい化を招いたり、人事委員会の各委員の適正な判断を阻害することとなるなど、今後の不服申立てに係る審査に多大な支障が生じるおそれがある。

(4) 対象公文書の閲覧等について

当事者には、不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第23号）において、閲覧請求権が認められている。異議申立人には、このことを非公開決定とともに文書で通知した。異議申立人は、条例によらなくても、当該規則により本件公文書を閲覧若しくは写しを入手することは可能であった。また、事実として本件異議申立てが行われた後ではあるが、開示請求により、本件公文書の全部開示を行っている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民が県政に関する情報を幅広く入手しやすくすることにより、県政に対する理解と信頼を深め、県政に対する積極的な参加を促し、開かれた県政をさらに推進することとしている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件請求について

本件請求は、異議申立人が自己の個人情報の公開を求めたものである。異議申立人は、本件公文書が自己の個人情報であることを認知した上で公開請求を行っており、それは異議申立ての理由から明らかである。

本人からの自己の個人情報の公開請求については、条例の解釈運用基準で「請求者のいかなるかを問わず公開するかどうかの判断を行うものであり、個人に関する情報について当該本人が公開請求をした場合であっても、当該個人以外の者からなされた公開請求と同様に取り扱うものである」とされている。また、公開請求に際して、条例には個人情報保護条例と異なり本人確認の規定も置かれていない。公開請求では、対象公文書中の情報が個人情報に該当する限り、たとえ申請者が本人であっても、例外的に公開されるものを除いて非公開となるといわざるを得ない。

したがって、自己の個人情報の公開を求める場合は、公開請求によることを禁ずるものではないが、開示請求によることが理に適っているのである。

そうした中、異議申立人が本件請求を行ったのは、本件請求の内容が個人情報保護条例第11条第1項で開示請求の対象から除かれた同条例第4条第2項第1号に該当する事務（以下「対象外事務」という）に当たるとの判断があったものと

思われる。しかし、そうであっても、公開請求による限りは、個人情報とは例外的に公開されるものを除いて非公開となることは前述したとおりである。そして、請求者が当該個人情報の本人であるかどうかを考慮せず公開するかどうかの判断をした実施機関の姿勢に誤りはない。

(3) 本件異議申立てについて

本件請求の内容が対象外事務に当たることを前提にすれば、異議申立人が本件異議申立てを行った時点では、本件公文書はいまだ非公開であり、その処分の取消しを求めることに意義はあった。

本件異議申立ては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てであり、それは、異議申立ての対象である行政処分が取り消されることによって、当該処分により違法又は不当に侵害されたとする異議申立人の権利又は法律上若しくは条例上保護された利益の回復を求めるものである。そして、本件異議申立てによって回復を求める利益は、当該処分によって非公開とされた情報の閲覧、視聴又はその写しの交付を受けられることにあるといえる。

ところが、当審査会が確認したところ、異議申立人は平成18年11月9日付で本件請求の内容と同じ内容で開示請求を行っている。それに対し、実施機関は、本件公文書を対象個人情報として特定し、平成18年11月24日付で全部開示の決定を行い、同月30日に対象個人情報の写しを交付し開示の実施を終えている。

上記事実からすれば、全部開示の決定に基づいて対象個人情報、すなわち本件公文書の開示は既に実施されており、本件非公開決定を取り消しても新たな情報の閲覧、視聴又はその写しの交付が受けられるわけではないから、異議申立人の状態に変化は生じないといえよう。

以上から、開示の実施をもって、異議申立人が公開を求める自己の個人情報、つまり本件公文書は実質的に公開されたとみなすことができ、本件非公開決定を取り消すことは無意味であって、本件異議申立ての目的は既に消滅したと認められる。

(4) 異議申立人の要求について

異議申立人は、本件公文書を開示請求により開示を受けた自己の個人情報と比較して不足がないか当審査会に確認するよう求めている。

しかし、当審査会は公開請求により公開等された公文書の公開等の適否等を審査する機関である。開示請求に応じて開示等された個人情報に不足が疑われる場合は、本件異議申立てによるのではなく、その開示等に対する異議申立てにより争うべきものである。

したがって、異議申立人の要求は、当審査会の職責に含まれないものであり、要求にこたえることはできない。

よって、当審査会は、本件公文書の非公開情報該当性を論ずるまでもなく、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 附言

実施機関が「4 実施機関の主張」において認めているように、本件公文書は取得時期や作成時期の異なる複数の公文書から構成されている。そして、実施機関は、非公開決定通知書において、「公文書の件名」を「平成7年（不）第1号事案及び平成17年（不）第1号事案の審査関係文書」と記しただけで、構成している公文書の名称はもとよりその種類、性質等を公開請求者に示していない。

公開決定等の通知書において公文書の件名を記載するのは、公開請求者が、請求

した内容に合致する公文書が公開の対象として特定されているか否か確認できるよう便宜を図ったものである。また、公開請求者に、公文書の件名を明示することによってその種類と性質等を知らしめ、非公開理由の附記と相まって、公開請求に対してどのような判断がなされたのかを明確にし、行政不服審査法に基づく不服申立てに便宜を与える趣旨でもある。

一般に、非公開決定された場合は、公開請求者は対象公文書を目にすることができない。そこで本件のように公文書の件名を包括的に記載してしまうと、公開請求者が公文書の件名と非公開理由とを照らし合わせてその適否の判断をすることが困難となり、不服申立てに支障を来すといえよう。

したがって、実施機関には、本件のように非公開であって公文書の件名を包括的に記載する場合は、構成する個々の公文書の名称を別紙などにより明示するよう望みたい。

(諮問第70号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成18年12月 7日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成19年 1月12日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成19年 6月14日 (審査会第1回目)	審議
平成19年 7月19日 (審査会第2回目)	異議申立人から意見聴取
平成19年 8月23日 (審査会第3回目)	審議
平成19年 9月13日 (審査会第4回目)	審議
平成19年11月 8日 (審査会第5回目)	審議
平成19年12月13日 (審査会第6回目)	審議
平成20年 1月10日 (審査会第7回目)	審議
平成20年 2月 5日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	